

J Aバンクローン債務保証委託約款

新旧対照表

(下線部分が変更部分)

変更後	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(保証料)</p> <p>第8条 保証委託者は協会に対し、別表に基づき、保証料の支払方法に応じ計算した保証料を指定された期日に支払います。</p> <p>2 住宅ローンにおいては、前項に定める保証料のほか、一律保証料として<u>50,000円</u>を保証契約成立時に支払います。</p> <p>第9条～第17条 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>保証料の支払方法 一括前払 ①② (略)</p> <p>③ ・住宅ローン：割引率<u>無し</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(保証料)</p> <p>第8条 保証委託者は協会に対し、別表に基づき、保証料の支払方法に応じ計算した保証料を指定された期日に支払います。</p> <p>2 住宅ローンにおいては、前項に定める保証料のほか、一律保証料として<u>30,000円</u>を保証契約成立時に支払います。</p> <p>第9条～第17条 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>保証料の支払方法 一括前払 ①② (略)</p> <p>③ ・住宅ローン：割引率 <u>年8.00%</u></p> <p>以下省略</p>

この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。